

授業科目名	国際私法Ⅱ【国際関係紛争処理(私法)】 International Private Law II
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	木曜日・3時限
単位数	2単位
担当教員名	多田 望 (Tada Nozomi)
授業の目的	国際民事訴訟法の事例問題を解くのに必要な基礎知識を習得する。あわせて国際取引法の主要部分の理解も行う。
履修条件	国際私法Ⅰを受講していること。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	<p>国際民事訴訟法の中心課題である国際裁判管轄に重点を置きつつ、外国判決の承認・執行や国際訴訟競合などの諸問題を取り扱う。国際取引法については、国際物品売買取引(売買、運送、保険、支払)の法的規律の理解に焦点を絞る。中間試験を2回(うち1回は持ち帰り式)を行う。</p> <p>This course deals with the International Civil Procedure Law (jurisdiction, concurrent litigations, recognition and enforcement of foreign judgments, etc.) and the International Business Transactions Law (Incoterms, CISG, UCP600, etc.).</p>
授業計画	<p>第1回 国際民事紛争の全体像、国際裁判管轄権(1):被告住所地、営業所所在地等</p> <p>第2回 国際裁判管轄権(2):契約債務履行地、事業活動地</p> <p>第3回 国際裁判管轄(3):財産所在地、不法行為地、併合請求管轄</p> <p>第4回 国際裁判管轄(4):合意管轄、労務提供地、専属管轄</p> <p>第5回 裁判権免除、当事者、国際司法共助</p> <p>第6回 家事事件の国際裁判管轄</p> <p>第7回 中間試験1</p> <p>第8回 外国判決の承認・執行(1):間接管轄、送達</p> <p>第9回 外国判決の承認・執行(2):懲罰的損害賠償、国際家事事件</p> <p>第10回 国際訴訟競合、国際保全処分、中間試験2(持ち帰り方式)</p> <p>第11回 国際物品売買取引の全体像、国際物品売買契約(1):インコタームズ</p> <p>第12回 国際物品売買契約(2):ウィーン売買条約</p> <p>第13回 国際運送契約、国際貨物保険契約</p> <p>第14回 国際支払</p> <p>第15回 国際商事仲裁、国際倒産</p>
授業の進め方	原則として、授業の前半は、前回の授業で身につけた知識の確認と応用のため判例を取り上げた上での設問の検討、後半は次のトピックの概説(=習得した知識を次回授業の前半の設問検討で確認・応用する)、の2段階スタイルで実施する。質疑応答を中心とした双方向形式の授業を行なう。

教科書及び参考図書等	教科書：(1)松岡博編『国際関係私法入門 第4版』(有斐閣、2017出版予定)、(2)櫻田嘉章＝道垣内正人編『ロースクール国際私法・国際民事手続法 第3版』(有斐閣、2012) 参考書：(1)櫻田嘉章＝道垣内正人編『国際私法判例百選 第2版』(有斐閣、2012)、(2)本間靖規＝中野俊一郎＝酒井一『国際民事手続法 第2版』(有斐閣、2012)、(3)松岡博編『レクチャー国際取引法』(法律文化社、2012)、(4)佐野寛『国際取引法 第4版』(有斐閣、2014)
試験・成績評価等	予習・復習・授業中の発言・質疑に対する応答等の積極的参加姿勢(15%)、中間テスト2回(25%)、および期末試験(60%)によって評価する。これらによって得られた素点を基に、相対評価(優:3割、良:4割)にも配慮して成績判定を行なう。正当な理由なく欠席した場合は減点する。なお4回以上授業を休んだ場合は、原則として単位の認定を行わない。
事前学習	教科書(1)は平易なテキストであるので、「第2編 国際民事手続法」と「第3編 国際取引法」を夏休み中の一通り読んで、それぞれの全体像をつかんでおくこと。
課題レポート等	予習として、原則として毎回、教科書(2)のQuestions(担当教員が事前にセレクトする)に解答すること。復習として、原則として毎回、事例式問題に解答すること。
オフィスアワー	
その他	解答すべき教科書(2)のQuestions(担当教員が事前にセレクトするもの)については、夏休み中に連絡する。